

知立市告示第67号

知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(昭和48年知立市条例第14号)第8条の2第1項第1号に規定する一般廃棄物を集積するための場所として市が管理する場所は次のとおりとする。

令和5年9月29日

知立市長 林 郁



名称	所在地
長篠公民館前	長篠町新田東3番地5
弘栄公園	弘栄2丁目113番地
中山市営住宅前	中山町東狭間11番地3、16番地3の一部
三河知立駅南	内幸町加藤104番地2の一部
堀切2号駐輪場南	堀切2丁目109番地の一部
保健センター駐車場内	桜木町桜木55番地1
宝町旧公民館跡地横	栄2丁目45番地
池端公園北	池端2丁目108番地の一部
福祉体育館南駐車場内	西2丁目7番地1
西町集会所	西町亀池35番地の一部
岩瀬外科裏	西町新川1番地16の一部
西町蔵前	西町西108番地6の一部
福祉体育館第3駐車場隣	西町草刈62番地2、63番地10
丸坪公園南	逢妻町丸坪41番地4
逢妻公民館前	逢妻町錦11番地14
八幡集積所	逢妻町八幡3番地84

金山住宅	逢妻町錦1番地40
知立パビリオン西	西丘町西丘13番地79
上重原町公民館南	上重原町本郷38番地4
上重原公園東	上重原3丁目109番地の一部
鳥居2丁目	鳥居2丁目13番地3
旧弘法町集会所跡	弘法町弘法山46番地の一部
西中町第2公民館前	西中町中新切55番地1の一部
西中苑南	西中町跡落45番地58
平草作業所	新林町平草38番地9の一部
割目川緑地	新林町新林42番地1
谷田町コミュニティーセンター	谷田町本林1丁目14番地1
谷田町第1公民館	谷田町北屋下23番地5
向田小公園東	山屋敷町富士塚1番地274
山町区公民館南	山町北引馬野3番地1地先
八ツ田町公民館前	八ツ田町2丁目6番地1の一部
八ツ田神社裏	八ツ田町荒子86番地
牛田町公民館前広場	牛田町西屋敷79番地の一部
高根集荷場	牛田町高根23番地18一部
牛田北部公民館北	牛田町下流70番地1の一部
御林公園	新池1丁目19番地
尼子田児童遊園	南陽2丁目107番地1
ハイム登城北	八橋町登城18番地3
市営八橋住宅西	八橋町山田谷8番地81市営八橋住宅敷地の一部
大流(鉄塔下)	八橋町大流27番地77
来迎寺町御鋳神社	来迎寺町西中畑15番地2
猿渡川沿い名鉄沿線	昭和1丁目17番地13の一部
昭和5号公園東	昭和2丁目4番地内の一部

昭和グランド東	昭和2丁目7番地1の一部
昭和2号公園東	昭和3丁目11番地4の一部
33号棟西	昭和3丁目1番地地内 33号棟西
昭和3号公園西	昭和4丁目20番地15の一部
昭和4号公園西北	昭和5丁目13番地5の一部
61号棟南	昭和6丁目1番地 61号棟南
65号棟東	昭和6丁目1番地 65号棟南
40号棟南	昭和7丁目1番地 40号棟南
46号棟東	昭和7丁目1番地 46号棟南
23号棟南	昭和8丁目1番地 23号棟南
6号棟西	昭和9丁目1番地 6号棟西

